

## 紀伊半島大水害により被災した者に係る警察関係手数料の免除及び還付に関する事務取扱要綱（概要）

奈良県警察では、紀伊半島大水害（平成23年台風第12号による災害）により災害救助法の適用を受けた市町村において、被害を受けられた方に対して、被災したため免許証等の再交付の申請等を行うことが必要となった場合、手数料の免除及び還付を行うこととしました。

対 象 者	台風第12号災害により、災害救助法適用市町村において、被害を受けられた方（別添要綱第2条に記載のとおり）
対象手数料	台風第12号により被災したため、以下の申請等を行うことが必要となった場合に係る奈良県警察手数料 1 運転免許関係 (1) 運転免許証再交付手数料 (2) 仮運転免許証再交付手数料 2 自動車保管場所証明関係 (1) 保管場所証明交付手数料 (2) 保管場所標章(再)交付手数料 (別添要綱別表第1に記載のとおり)
減 免 割 合	全額
減 免 期 間	H24.3.31までの申請
減 免 要 件	り災（被災）証明書など被害を受けたことを証する書類の提出
還 付	被災者が既に納入した手数料は還付

紀伊半島大水害により被災した者に係る警察関係手数料の免除及び還付に関する  
事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良県警察手数料条例(平成12年3月奈良県条例第45号)第13条第2項及び第14条ただし書の規定に基づき、紀伊半島大水害(平成23年台風第12号による災害をいう。以下同じ。)により被災した者に係る手数料の免除及び還付に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱により別表第1に掲げる手数料(以下「警察関係手数料」という。)の免除又は還付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 紀伊半島大水害(別表第2に掲げる市町村における災害に限る。以下同じ。)により居住する住宅が全壊し、又は半壊した者
- (2) 紀伊半島大水害により居住地が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条の規定により設定された警戒区域に居住する者
- (3) 紀伊半島大水害により別表第1に掲げる許可証等が亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した者
- (4) 紀伊半島大水害により所有する自動車が滅失し、又は損壊した者

(免除又は還付の対象となる手数料の種別等)

第3条 別表第1の第1欄に掲げる者に係る同表の第2欄に掲げる手数料については、平成23年9月2日から平成24年3月31日までの間に再交付申請又は交付申請(以下「再交付申請等」という。)が行われたものに限り、同表の第3欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の第4欄に掲げる手数料額を免除し、又は還付する。

(申請手続等)

第4条 警察関係手数料の免除を受けようとする者は、当該再交付申請等のときに、手数料免除申請書(第1号様式)に次の各号のいずれかの書類(次項において「り災証明書等」という。)を添えて、交通部運転免許課長(以下「運転免許課長」という。)又は警察署長に提出しなければならない。

- (1) り災証明書、被災証明書その他第2条の対象者に該当する者であることを証明する書類であって、市町村長が発行したもの
- (2) 顛末書(第2号様式)

2 警察関係手数料の還付を受けようとする者は、平成24年3月31日までに、手数料還付申請書(第3号様式)にり災証明書等を添えて、当該再交付申請等を行った運転免許課長又は警察署長に提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、保管場所証明交付手数料又は保管場所標章交付手数料

の免除又は還付を受けようとする者（第2条第2号に該当する者を除く。）は、第1項第1号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

（徴収の猶予）

第5条 前条第1項の規定により警察関係手数料の免除の申請を行った者に係る当該警察関係手数料の徴収は、次条の規定による決定があるまでの間は猶予するものとする。

（免除又は還付の決定、通知等）

第6条 警察関係手数料の免除又は還付は、警務部会計課長（以下「会計課長」という。）又は警察署長が決定し、申請者に対して手数料免除決定通知書（第4号様式）又は手数料還付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

2 運転免許課長及び警察署長は、第4条第1項又は第2項の規定による申請を受理したときは、速やかに会計課長に報告するものとする。

3 警察関係手数料の還付に係る手続については、収入証紙事務の取扱いについて（平成元年4月1日付け出第97号）に定めるところによる。

4 会計課長は、平成24年4月末日までに、この要綱に基づく警察関係手数料の免除及び還付の取扱い状況を取りまとめ、知事に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年1月23日から施行する。

別表第 1 ( 第 2 条及び第 3 条関係 )

第 2 条 第 1 号 又は第 2 号に 該当す る者	免許証再交 付手数料	道路交通法 ( 昭和 35 年法律第 105 号 ) 第 94 条第 2 項の規定に基づく免許証 ( 第一種運転免許又は第二種運転免許に係るものに限る。 ) の再交付	3,650 円
		道路交通法第 94 条第 2 項の規定に基づく免許証 ( 仮運転免許に係るものに限る。 ) の再交付	1,200 円
	保管場所標 章再交付手 数料	自動車の保管場所の確保等に関する法律 ( 昭和 37 年法律第 145 号 ) 第 6 条第 3 項 ( 同法第 7 条第 2 項 ( 同法第 13 条第 4 項及び附則第 8 項において準用する場合を含む。以下同じ。 ) 、第 13 条第 4 項及び附則第 8 項において準用する場合を含む。以下同じ。 ) の規定に基づく保管場所標章の再交付	500 円
	保管場所証 明交付手 数料	自動車の保管場所の確保等に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づく保管場所を確保していることを証する書面の交付	2,100 円
	保管場所標 章交付手 数料	自動車の保管場所の確保等に関する法律第 6 条第 1 項 ( 同法第 7 条第 2 項、第 13 条第 4 項及び附則第 8 項において準用する場合を含む。以下同じ。 ) の規定に基づく保管場所標章の交付	500 円
第 2 条 第 3 号 に該当 する者	免許証再交 付手数料	道路交通法第 94 条第 2 項の規定に基づく免許証 ( 第一種運転免許又は第二種運転免許に係るものに限る。 ) の再交付	3,650 円
		道路交通法第 94 条第 2 項の規定に基づく免許証 ( 仮運転免許に係るものに限る。 ) の再交付	1,200 円
	保管場所標 章再交付手 数料	自動車の保管場所の確保等に関する法律第 6 条第 3 項の規定に基づく保管場所標章の再交付	500 円

第 2 条 第 4 号 に該当 する者	保管場所証 明交付手数 料	自動車の保管場所の確保等に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づく保管場所を確保していること を証する書面の交付（滅失し、又は損壊した自動 車の代替車に係るものに限る。）	2,100円
	保管場所標 章交付手数 料	自動車の保管場所の確保等に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づく保管場所標章の交付（滅失し、 又は損壊した自動車の代替車に係るものに限る。 ）	500円

別表第 2（第 2 条関係）

<p>五條市</p> <p>宇陀郡御杖村</p> <p>吉野郡吉野町</p> <p>吉野郡下市町</p> <p>吉野郡黒滝村</p> <p>吉野郡天川村</p> <p>吉野郡野迫川村</p> <p>吉野郡十津川村</p> <p>吉野郡川上村</p> <p>吉野郡東吉野村</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

年 月 日

奈良県知事 殿  
( 警 察 署 長 )

申請者（住所）  
（氏名）

印

手 数 料 免 除 申 請 書

奈良県警察手数料条例（平成12年3月奈良県条例第45号）第13条第2項の規定により、次の手数料の免除を申請します。

1 免除を受けようとする手数料

\_\_\_\_\_ 手数料

2 免除を受けようとする手数料額

\_\_\_\_\_ 円

3 備 考

\_\_\_\_\_

- (注) 1 災証明書、被災証明書その他第2条の対象者に該当する者であることを証明する書類であって、市町村長が発行したもの（写し可）を添付してください。
- 2 1の書類の発行を受けることができない場合は顛末書（第2号様式）を添付してください。
- 3 保管場所証明交付手数料又は保管場所標章交付手数料の免除を受けようとする場合（災害対策基本法第63条の規定により設定された警戒区域に居住する者を除く。）は、2にかかわらず、1の書類を添付してください。
- 4 3に掲げる手数料の免除を受けようとする場合であって災害により滅失し、又は損壊した自動車があるときは、当該自動車の登録番号若しくは車両番号又は車台番号を備考に記載してください。

第 2 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

奈 良 県 知 事 殿  
( 警 察 署 長 )

作成者（住所）  
（氏名）

印

顛 末 書

私は、紀伊半島大水害により、次のとおり被災したことに相違ありません。

被 災 年 月 日	平 成 年 月 日
被 災 場 所	
被 災 の 状 況 等	
備 考	

（注）被災の状況等欄には、被災の状況及び免許証の紛失等の状況を記載してください。

年 月 日

奈良県知事 殿  
( 警 察 署 長 )

申請者（住所）  
（氏名）

印

手 数 料 還 付 申 請 書

奈良県警察手数料条例（平成12年3月奈良県条例第45号）第14条ただし書の規定により、  
次の手数料の還付を申請します。

1 還付を受けようとする手数料

\_\_\_\_\_ 手数料

2 還付を受けようとする手数料額

\_\_\_\_\_ 円

3 備 考

\_\_\_\_\_

- (注) 1 災証明書、被災証明書その他第2条の対象者に該当する者であることを証明する書類であって、市町村長が発行したもの（写し可）を添付してください。
- 2 1の書類の発行を受けることができない場合は顛末書（第2号様式）を添付してください。
- 3 保管場所証明交付手数料又は保管場所標章交付手数料の還付を受けようとする場合（災害対策基本法第63条の規定により設定された警戒区域に居住する者を除く。）は、2にかかわらず、1の書類を添付してください。
- 4 3に掲げる手数料の還付を受けようとする場合であって災害により滅失し、又は損壊した自動車があるときは、当該自動車の登録番号若しくは車両番号又は車台番号を備考に記載してください。

第 号  
年 月 日

（ 申 請 者 ） 殿

奈 良 県 知 事 印  
（ 警 察 署 長 ）

手 数 料 免 除 決 定 通 知 書

奈良県警察手数料条例（平成12年3月奈良県条例第45号）第13条第2項の規定により、次の手数料を免除します。

1 免除する手数料

\_\_\_\_\_ 手数料

2 免除する手数料額

\_\_\_\_\_ 円

第 号  
年 月 日

（ 申 請 者 ） 殿

奈 良 県 知 事 印  
（ 警 察 署 長 ）

手 数 料 還 付 決 定 通 知 書

奈良県警察手数料条例（平成12年3月奈良県条例第45号）第14条ただし書の規定により、  
次の手数料を還付しますので、所定の還付請求書を提出してください。

1 還付する手数料

\_\_\_\_\_ 手数料

2 還付する手数料額

\_\_\_\_\_ 円